

平成 28 年 4 月 5 日  
全国農業共済協会  
(NOSAI 全国)

## NOSAI 団体が農家保管中農産物の損害を補償する仕組みを新設

NOSAI 団体（農業共済組合、農業共済組合連合会）は、平成 28 年度から、農家が納屋などに保管中の農産物を対象に、火災や水害による損害を補償する新たな仕組みを導入します。建物総合共済に収容農産物補償特約を新設するもので、対象は米穀、麦、大豆。納屋などの建物総合共済への加入に併せてこの特約を付帯することで、補償の対象にすることができます。

### 1. 導入の背景

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨により、茨城県常総市などでは鬼怒川が氾濫し、水稻の収穫期であったことから納屋などに保管中の米が流出する被害が多発しました。NOSAI 団体は自然災害などによる米の減収を補てんする水稻共済を実施していますが、収穫後の米は補償の対象外であることから、収穫後に保管中の農産物を補償する仕組みを新設することにしました。

この仕組みを導入することで、移植（播種）から収穫までは農作物共済や畑作物共済で、収穫後は収容農産物補償特約で——と、作付けから出荷までの損害を NOSAI がカバーできるようになります。

### 2. 収容農産物補償特約の特徴

- (1) 保管中の農産物に特化した仕組みなので、手続きが簡単で、共済掛金が低く抑えられています。
- (2) 火災及び水害などの自然災害による損害はすべて補償されます。

- (3) 損害額の全額((4)の限度額があります。)が共済金として支払われます。
- (4) 支払限度額は、1口当たり1建物・1品目につき100万円で、5口まで契約できます。
- (5) JAなどへの出荷前の一時保管に対応する加入タイプ(Aタイプ)と自家販売などのための通年保管に対応する加入タイプ(Bタイプ)があり、農家が選択できます。
- (6) 納屋などが建物総合共済に加入する場合に特約として付帯できます(特約単独での加入はできません)。

### 3. 導入時期

各農業共済組合及び農業共済組合連合会の総代会・総会(平成28年5月～6月)での議決後、行政庁の認可を経て実施します。

なお、本特約の付帯は、建物総合共済の加入申し込みと同時に行うことが原則となりますが、平成28年産の農産物から補償対象とするため、平成28年度に限り、既契約の建物総合共済の共済責任期間中に追加付帯ができる特例を設けます。

### 4. 収容農産物補償特約の概要

#### (1) 対象農産物

米穀、麦及び大豆のうち加入者が選択した品目

#### (2) 共済事故

火災及び風水害、雪害その他の自然災害

(建物総合共済の共済事故と同じ。)

#### (3) 補償タイプ(次の2つのタイプから加入者が選択)

##### ①Aタイプ(一時保管向け)

120日以内で加入者が選択する期間を補償

##### ②Bタイプ(通年保管向け)

年間を通じて補償

(4) 共済金

共済事故により収容農産物に被害が発生した場合（1事故1万円を超える損害が発生した場合）、実損害額を共済金として支払います（ただし、支払い限度額まで）。地震等事故については実損害額の30%。

(5) 支払い限度額

1口当たり、1建物・1品目につき100万円。加入者の選択により5口（500万円）までの加入を可能とします。地震等事故については、1口当たり、1建物・1品目につき30万円が限度。

(6) 共済掛金

1建物・1品目・1口当たり

- ・Aタイプ 1,000円
- ・Bタイプ 3,000円

本件に関するお問い合わせ先

公益社団法人 全国農業共済協会  
建物農機具部（成川、木村）

TEL 03 (3263) 6416

FAX 03 (3221) 7795

e-mail [tatemono@nosai.or.jp](mailto:tatemono@nosai.or.jp)

N O S A I のホームページ <http://nosai.or.jp/>